

医福第954号
平成31年2月13日

岐阜県医師会長
岐阜県歯科医師会長
岐阜県薬剤師会長
岐阜県看護協会会長
岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会長
岐阜県居宅介護支援事業協議会長

様

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長

在宅医療の充実に向けた取組の進め方について

平素より、本県の在宅医療施策にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より、在宅医療の充実に向けた取組の進め方について別添（写）のとおり通知がありました。

県では、すでに別紙のとおり各関係団体のご協力のもと、在宅医療施策を実施しているところですが、厚生労働省通知をご確認いただくとともに、各団体におかれては、引き続き在宅医療の充実に向けてご協力を賜りますようお願いいたします。

担当所属	健康福祉部医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係		
担当職	永田	担当者	長谷川
電話番号	058-272-1111(内2624)	FAX	058-278-2871

<県の取組み状況>

(1) 第7次医療計画の改善について

- ・県は、「訪問診療を実施する診療所・病院数に関する数値目標」を設定する。
- ・追加的需要における在宅医療の整備目標及び介護のサービス量の見込みを設定する。

⇒「第7期岐阜県保健医療計画（平成30～35年度）」において設定済み

(2) 都道府県全体の体制整備

- ・県は、在宅医療の充実に向けた取組を関係部署や関係団体等と一体となって推進することができるよう体制整備を行うこと。

①医療政策担当部局と介護保険担当部局の連携の推進

⇒在宅医療・介護連携推進事業を含む地域支援事業（認知症総合支援事業等）について、健康福祉部医療福祉連携推進課と高齢福祉課が連携して推進している。

②年間スケジュールの策定

⇒県医師会等の関係団体と連携・調整し、計画的に事業を実施。

③在宅医療の充実に向けた市町村支援

⇒県国保連の協力を得て、各市町村の在宅医療・介護連携推進事業の課題抽出に資するストラクチャー指標（資源の状況）及びプロセス指標（サービス受給の状況）のデータを提供。また、平成30年度からはグラフなどを活用し、県平均値との比較や市町村間比較からの分析を加え情報提供。

⇒在宅医療・介護の相談対応や連携調整を担うコーディネーターの専門性向上のための研修実施。

⇒切れ目のない在宅医療・介護提供体制を構築するため、広域的観点から退院支援ルール策定を支援。

(3) 在宅医療の取組状況の見える化（データ分析）

- ・在宅医療の提供体制については、市町村単位等でデータを用いて把握するため、県は、関係者の在宅医療の提供体制整備に係る取組状況を評価できるよう、情報収集及び情報提供に取り組むこと。

① K D B システムデータ等を活用して情報収集

⇒県国保連の協力を得て、各市町村の在宅医療・介護連携推進事業の課題抽出に資するストラクチャー指標（資源の状況）及びプロセス指標（サービス受給の状況）のデータを提供。また、平成30年度からはグラフなどを活用し、県平均値との比較や市町村間比較からの分析を加え情報提供（再掲）。

② 将来人口を見据え、既存統計等では把握できない医療機関ごとの訪問診療の実施可能件数や訪問診療への参入意向等について実態調査等を行い、その結果に基

づいて有効な施策を講じとともに、市町村や関係団体と共有、有効活用。

⇒平成31年度、各医療機関・訪問看護ステーションを対象に、在宅医療に係る患者の重症度や要介護度等の患者の特性等を訪問診療参入意向等、調査の実施を検討。

(4) 在宅医療への円滑な移行

・病院等と在宅間で、医療関係者や、介護支援専門員等が協議を行い、在宅医療圏ごとに必要な入退院支援ルールを策定に対して支援を行うこと。

⇒切れ目のない在宅医療・介護提供体制を構築するため、広域的観点から退院支援ルール策定を支援（再掲）。

平成30年度は岐阜医療圏全市町を対象とする退院支援ルール策定を支援し、平成31年度以降も引き続き、他の医療圏でのルール策定を支援。

(5) 在宅医療に関する人材の確保・育成

・県は、在宅医療の提供体制の充実に向けた人材確保・育成に関する支援を行うこと。

① 医療従事者への普及・啓発事業やスキルアップ研修の支援

⇒医療従事者向けに訪問診療についての理解を深める研修などを実施。

⇒終末期医療を推進する観点からの医療従事者向け研修実施を検討。

② 多職種連携に関する会議や研修の支援

⇒在宅医療・介護に携わる多職種の関係職種を対象に、実践的なケーススタディ中心の研修を実施。

(6) 住民への普及・啓発

・県は、住民の在宅医療に関する理解を深めるための取組みを行うこと。

① 人生の最終段階における医療・ケアについての意思決定支援に関する普及・啓発。 医療・ケア従事者に対して「人生の最終団体における医療・ケア決定プロセスに関するガイドライン」等への理解が深まるよう努める。

② 在宅医療や介護に関する普及・啓発

市町村の取組内容を確認し、効率的で効果的な普及・啓発を実施すること。

⇒今後、市町村の在宅医療・介護に係る普及・啓発事業の取組状況を調査し、情報提供の予定。